

自転車安全利用促進特別委員会記録

1 日 時 令和2年11月20日（金曜日）

開 会 午前 9時28分
閉 会 午前 9時45分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 11人

委員長	鋪 田 博 紀
副委員長	松 井 桂 将
委 員	松 井 邦 人
//	金 谷 幸 則
//	高 田 真 里
//	東 篤
//	小 西 直 樹
//	橋 本 雅 雄
//	横 野 昭
//	高 田 重 信
//	村 上 和 久

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

6 会議の概要

委員長 それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから自転車安全利用促進特別委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に、松井 邦人委員、村上委員を指名いたします。

本日の協議事項は、今後の進め方についてであります。

前回の本委員会において、これまで検討を重ねてきた条例（案）について改めて市民生活部と意見交換を行いました。その中で、条例の制定について市当局として考えられる課題を伺ったところであります。

また、その後の委員間での意見交換の中で、条例制定の可否等も含めて今後の進め方に関する御意見が複数ありましたことから、これらについては一度持ち帰って検討いただいた上で、本日の委員会で改めて御意見をお聞かせいただくこととしておりました。

それでは、委員の皆さんの御意見をお伺いし

たいと思います。

高田 重信委員 自民党会派のうち、本委員会に出席しているメンバーでじっくりと意見交換をさせていただきました。その結果を文にまとめてきましたので、ちょっと長くなるかもしれませんが御清聴いただければと思います。よろしくお願いいたします。

自転車事故による高額賠償事例が近年散見されることなどを踏まえ、自転車の安全利用促進を図りたいとの理由から、条例制定に向けて、会派として他都市への視察及びこれまで制定された条例を参考に、文言の調整をはじめ、関連する市の部局や諸団体との意見交換等も行いながら、多くの時間を費やしてきたところであります。

そうした経緯の中では、条例制定を望む声もあったものと認識しており、特別委員会を立ち上げ、条例制定を目指してきたものであります。

しかしながら、前回の委員会において当局から指摘された事項は、本条例の核となる部分であり、その部分を除くことは、条例制定の趣旨を考えると難しいものと思われれます。特別委員会における検討の過程を踏まえ、自転車の安全利用促進のための条例の必要性は現

在も感じているところではありますが、実際に条例を運用する当局の理解が得られない中で、今のままの条例を提出することは、市民の皆さんを混乱させるおそれもあることから、条例を制定することは大変厳しいものがあると考えています。

そうした点を考慮しながら、今後の対応としては、現在策定が進められている自転車利用環境整備計画において、本委員会でこれまで条例制定に向けて協議を続けてきた内容を生かせる項目について、次回の委員会で当局と協議を行い、その進捗を見極めていくこととしたいと思います。

あわせて、富山県自転車活用推進条例について、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化、ヘルメット着用の推進を盛り込むよう、県議会に対し意見書または要望書を提出したいと考えております。

また、市の整備計画が実施される来年度以降、その成果を検証し、保険加入率やヘルメット着用率が伸びないときや、県が条例の改正の検討を行わないときは、改めて本市議会として条例制定を検討したいと考えているところであります。

以上です。御清聴いただきありがとうございました。

委員長 ほかの方の御意見も順番に聞いてまいりたい
と思います。

それでは、小西委員からお願いいたします。

小西委員 今ほど高田 重信委員がおっしゃいましたけれども、富山市自転車利用環境整備計画が新しくなり、それから富山県の条例もあるわけです。当然、それらを基本にしながらの市条例ということで考えていたのですけれども、前回の委員会で市民生活部から大変厳しい御指摘があったということで、新しくできる計画も踏まえながら、条例の制定を次の任期に持ち越したほうがいいのではないかとということ、私たちの会派としては思っております。

東委員 この件について社会民主党議員会に持ち帰って、議論をさせていただきました。

皆さんおっしゃったように、前回の市民生活部長の指摘というか懸念は、大変厳しいものと受け止めております。

そういう中で、今後の進め方として、既に保険加入を義務づけている条例が、埼玉県や兵庫県など全国の自治体で制定されているところもあります。私たちも先日、市民生活部との意見交換があったように、こういった自治体においても、当局と議会の間でのいろいろ

なやり取りやぶつかりなどあったと思いますので、どういう経過で、どういう議論を基に条例が制定されたのか調査する必要があるのではないかとということが1つです。

それと、今ほど小西委員も言われておりましたが、新しい計画が来年3月に公表という流れになっているということで、やはりこの内容と今私たちがつくろうとしている条例案の内容との重なりですとか整合性、これをしっかりと見て、私たちがつくろうとしているものが必要であれば進めていくと。

お互いの内容をしっかりと調査するといいますが、この特別委員会としてそういうことを行う必要があるのではないかとということです。そこから改めて条例制定へ進む必要があるのかどうなのかをまた検討するべきではないかという結論になりました。

村上委員

私は以前からこの条例の制定については随分ブレーキを踏んできたのです。

去る8月19日の本委員会で、富山県警察本部からの参考人の御意見では一私はあえて聞いたわけです。自転車の安全運行の促進、事故防止について不足していると思われる法令及び条文はあるかということをお聞きしましたら、それはないというお返事でありました。

それから、市民生活部長にも同じように聞きました。こういうような条例や法令があったらいいと思うものはあるかと、つまり条例が必要かと聞きましたら、特に考えているものはないということ、8月19日にもう我々は聞いているわけです。この時点で私は、この条例の制定について必要ないということ、を明確に判断した次第であります。

それでもなおかつ、条例をつくるということであるならば、目的として一条例の目的の最後に「もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする」という言葉を入れて、単に安全一歩行者だけではないということまで含めて、議会として条例制定を目指すということであればまだ可能性はあるのかなと思いましたが、これに賛同する方もあまりいらっしゃらなかったもので、さらにこれはつくる必要がないと、この結論に変わりはないということであります。

橋本委員

私といたしましては、市の新しい計画をしっかりと見極め、実効性・有効性というものを検証した上で、議会として補わなければいけないことが何かあれば条例を制定するということも必要なのかもしれませんが、現段階では市の新しい計画を見守りたいという考えで

ございます。

ただ1点だけ、市当局側からこの条例に対して、市民の負担が大きすぎるという御意見がございましたが、保険加入の義務化に関しては、市民の負担が大きいのということはどういったことからなのか、もう少し議論しなければならないと思っています。

これは、万が一のことが何かあれば、負担がより大きくなるのはやはり保険未加入のときだということで、しっかりと考えなければならないと思います。こういったことが市民の皆さんに何とか浸透していくように、まずは私たちとしても働きかけていくことが必要なのかなと。

今回は、しばらく見送りという形で進めていただきたいと思います。

松井 桂将委員 前回、市当局をお呼びして、計画の素案については確認できていませんが、部長のお話を聞くにあたり、やはり条例制定の必要性について可否があるなというふうに感じています。今ほど言われましたように、来年3月に完成する新しい計画の素案を見ずして、何を基準に進めるのかということも踏まえ、また、その上で当局の提案を聞かずして、結論は出せないかなということで、特別委員会としての

判断、方向性はもう一度一新しい計画において、核となるところ、つまり保険加入をどこまで進めることができるのかということを確認した上で、委員会としてどうするか判断すべきだと思っております。

委員長 各会派からの御意見は出そろったと思います。ほかに御意見はありますか。

村上委員 先ほど高田 重信委員から、今後の在り方として県のほうへ提言するというような話もありましたが、それはそれとして、我々がやるべきことは一県にまず言うのではなくて、自転車利用活用推進に当たってどのようにすればいいのかということ、この議論を含めて、要は足がかり、手がかりにして市に対し提言するということが議会として必要だと思えます。

それを、個人がそれぞれで、一般質問という形にするのか—そういう手段もあります。そうではなくて、これまでの議論を踏まえて委員会として提言するというやり方もあると思っております。

条例の制定ではなくて、新しい自転車利用環境整備計画について、あるいはその施策全般について委員会として提言するという形もあ

るのではないかと。

県に言うより、むしろ市当局に言うことが先だと思しますので、そういう検討を始めるほうが正しいと私は思います。

委員長

ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ここまでの皆さんの御意見をまとめますと、現在策定中の次期自転車利用環境整備計画を見極めていくという意見もあったと思います。前回の委員会で市民生活部長からは、ホームページで公開しているという発言もありましたけれども、今年度に市で策定予定の次期自転車利用環境整備計画の内容を確認した上で—今ほど提言はお二人からありましたけれども—今後の方向性について改めて決定していく必要があるのではないかなというふうに思います。その後の手法としては、今ほど村上委員から御提案があったこともあるだろうと思いますが……。

そこで、御相談申し上げます。

本委員会の今後の進め方の決定に当たり、まずは次期自転車利用環境整備計画の安全利用促進に該当する部分の内容を一つまり、この

特別委員会で議論している条例案に関連するものが中心になるかと思いますが一改めて市民生活部に報告を求めて、それを踏まえて、例えば市に対する提言など、今後の進め方について決定をいたしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

高田 重信委員 1つ確認なのですが、今市が策定を進められている次期自転車利用環境整備計画のスケジュール的に大分一來年3月に公表するという事ですので、市当局における想定時期などがあると思うのです。それと、この委員会の開催時期との調整も必要だと思います。

委員長 現在仄聞しているところによりますと、12月にパブリックコメントを行われ、来年1月中に取りまとめに入られるということですので、高田 重信委員からも今提案がありましたとおり、そのスケジュール感をにらみながら、委員会の開催日程については調整をさせていただきたいというふうに思っております。それでは、今ほど御提案しましたように、次期自転車利用環境整備計画の安全利用の促進に該当する部分の内容について市民生活部に

報告を求め、それを踏まえて改めて今後の方向性を決定することといたしたいと思います。この後、市民生活部と日程調整を行い、次回の本委員会において報告を受けたいというふうに思っております。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

次回の開催日程については、先ほど申し上げたとおり、調整を行い、正・副委員長で協議の上、改めて御案内をいたしたいと思います。これをもって、本日の自転車安全利用促進特別委員会を閉会させていただきます。

令和2年11月20日
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 松井邦人

署名委員 村上和久